

公益財団法人東京都農林水産振興財団
製材業供給力強化事業費助成金交付要綱

令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第 689 号

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、東京都が実施する製材業供給力強化事業（以下「本事業」という。）に要する経費について、公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業実施要綱（令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第 688 号）および公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業実施要領（令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第 690 号）（以下「財団実施要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本事業は、木材産業分野における労働安全衛生対策及び製材の JAS 認定取得に係る経費を助成することで、製材品等の供給体制の整備を一体的に進め、多摩産材の利用拡大、ひいては多摩の森林循環を促進することを目的とする。

(助成の対象者)

第 3 条 本事業の助成の対象者（以下「事業対象者」という。）は製材事業者及び原木市場とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 製材事業者

東京の木多摩産材認証制度における登録事業者のうち、登録の業務区分が製材業者で東京都内に事業所を有する者をいう。

(2) 原木市場

多摩木材センター協同組合をいう。

(助成率及び助成対象経費)

第 4 条 本事業の助成率は、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額は助成対象外とする。

(1) 労働安全衛生対策の強化

財団実施要領の別表 2 記載の講習・資格の受講・取得に係る経費の 10 / 10 以内（上限額：1 事業対象者当たり 10 万円／年）

(2) 製材の JAS 認証取得等の支援

製材の J A S 認定取得等に必要な手数料、検査料、講習受講費、資格取得に係る経費の
1／2 以内。

(助成金の交付申請)

第5条 事業対象者が助成金の交付を申請しようとするときは、助成金交付申請書等（第1号様式から第3号様式まで）を、必要な書類を添えて、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 理事長は、前条第1項の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認める場合は、速やかに助成金の交付の決定を行う。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

3 理事長は、本条第1項における助成金の交付を決定したときは、決定の内容及び条件を付した場合に、その条件を助成金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に速やかに通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金等を交付することができる。

(1) 助成事業の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

(申請の撤回)

第8条 助成金交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、第6条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(承認事項)

- 第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成金に係る事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により理事長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。
- (1) 助成事業に要する経費について、事業区分の配分を変更しようとするとき
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき
 - (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、適當と認める場合は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）により、助成事業者に通知する。

(事故報告)

- 第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに助成事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

- 第11条 助成事業者は、理事長の要求があったときには、任意様式にて遂行状況を理事長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令)

- 第12条 理事長は、助成事業者が提出する報告又は調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じなければならない。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

- 第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、実績報告書（第7号様式）を、必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第9条の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合についても同様とする。

(助成金の額の確定)

- 第14条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、第8号様式により助成事業者に通知する。

2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第15条 理事長は、前条の規定による審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第13条第1項の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な処置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第16条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第14条の規定により助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第17条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 助成事業者は、第16条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた助成事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第19条 助成事業者が助成金を2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達する

まで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第22条 理事長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整理)

第23条 助成事業者は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(Jグランツによる申請等)

第24条 本要綱に掲げる手続きについては、Jグランツを使用する方法により行うことができる。

(その他)

第25条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年　月　日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

[印]

製材業供給力強化事業費助成金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、助成金
円を交付される
よう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請事業

事業区分	助成事業に 要する経費 (a) + (b) + (c)	負担区分			添付する 実施計画
		財団助成金 (a)	その他助成金 (b)	事業対象者 (c)	
労働安全衛生対策の強化 (資格取得等経費助成)	円	円	円	円	第2号 様式
製材のJAS認証取得等の支援	円	円	円	円	第3号 様式
合 計	円	円	円	円	

2 事業の概要：別添第2号様式及び第3号様式のとおり

3 事業完了予定年月日： 年　月　日

4 添付書類

- ① 誓約書(別紙)
- ② その他、理事長が必要と認める資料

5 (申請を受ける区分について)国等の助成金との併用 有・無 (有、無のいずれかに○を記載する)

注)同一項目について国等の助成金との併用はできない。

(記載要領)

消費税抜きの額で記入すること

Jグランツを使用する場合は押印不要

誓 約 書

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団_製材業供給力強化事業費助成金交付要綱(令和7年10月3日付7農振財森第689号)の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16条の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを成約いたします。

あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 [自署または押印]

*法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

*Jグランツを使用する場合は自署および押印不要

第2号様式(第5条関係、第9条関係)

労働安全衛生対策に係る資格取得等の(実施計画・変更・報告)

1 実施内容

実施(予定)日	受講者氏名	内容(対象講習名・対象資格名、対象経費名)	経費(円)
		経費合計	

2 添付書類(該当するものにチェックを入れる)

- 多摩産材認証登録事業者認定書の写し
- 雇用契約書又は労働条件通知書等写し(計画・変更)
- 労働保険及び社会保険が成立していることを証する書類写し(計画・変更)
- 経費の支払いが確認できるものの写し(報告)
- 安全講習等の修了証の写し(報告)
- 「木材接着(乾燥・切削)士認定書」または「木材接着(乾燥・切削)士の証」の写し(報告)
- その他()

*本書標題の「実施計画」「変更」「報告」のうち該当するものに○をすること。

*経費は消費税抜きの額で記載すること。

第3号様式(第5条関係、第9条関係)

製材のJAS認証取得の(実施計画・変更・報告)

1 実施内容

実施(予定)日	内容(対象経費名)	経費(円)	備考(受講者氏名)※
	経費合計		

※認証手数料・検査料・検査員の旅費等の場合は記載不要

2 添付書類(該当するものにチェックを入れる)

- 多摩産材認証登録事業者認定書の写し
- 雇用契約書又は労働条件通知書等写し(計画・変更)
- 労働保険及び社会保険が成立していることを証する書類写し(計画・変更)
- JAS認定申請書および認定書の写し(報告)
- 助成対象事業に係る領収書の写し(報告)(下記対象費用を○で囲む)
(認証手数料・製品検査料・事前試験費・講習会受講料・資格試験受験料・検査員の旅費等)
- その他()

*本書標題の「実施計画」「変更」「報告」のうち該当するものに○をすること。

*経費は消費税抜きの額で記載すること。

第4号様式（第6条関係）

番 号

住 所
法人名

年 月 日付で申請のあった製材業供給力強化事業（労働安全衛生対策の強化／製材のJAS認証取得等の支援）（以下「助成事業」という。）については、年度助成金を下記により交付する。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

記

- 第1 交付金額 円
- 第2 助成事業の内容
助成事業の内容は、申請書記載のとおりとし、経費の内容については、別紙（第4号様式）のとおりとする。
- 第3 通則
本助成金交付決定通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という）は、助成事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、製材業供給力強化事業費助成金交付要綱（令和7年10月3日付7農振財森第689号）の定めるところに従わなければならない。
- 第4 事情変更による決定の取消し等
- 1 理事長は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
 - 2 1の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 第5 状況報告
助成事業者は、理事長の要求があったときには、任意様式にて遂行状況を理事長に報告しなければならない。
- 第6 承認事項
助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成金に係る事業（変

更・中止・廃止) 承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 助成事業に要する経費について、事業区分の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき

第7 事故報告

助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び状況を書面により理事長に報告なければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに助成事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

第8 遂行命令等

- 1 理事長は、助成事業者が提出する報告又は調査により、助成事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対しこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 助成事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は助成事業者に対し、当該助成事業の一時停止を命ずることがある。

第9 実績報告

助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したとき、実績報告書(第7号様式)を、必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。第6の規定により廃止の承認を受けた場合についても同様とする。

第10 助成金の額の確定

- 1 理事長は、第9の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知(第8号様式)する。
- 2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書(第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

第11 是正のための措置

- 1 理事長は、第10の1の規定による調査の結果、助成事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれらに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。
- 2 第9の規定は、1の命令により助成事業者が必要な処置をした場合について準用する。

第12 決定の取消し

- 1 理事長は、助成事業が次の各号のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他、この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第10の規定により、交付すべき助成金の額の確定があった後についても適用する。

第13 助成金の返還

- 1 理事長は、第12の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当

該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

- 2 理事長は、第 10 の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 14 違約加算金及び延滞金

- 1 理事長が第 12 の 1 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、第 13 の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。
- 2 理事長が、助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。

第 15 違約加算金の計算

- 1 助成事業者が助成金を 2 回以上に分けて受領している場合における第 14 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 14 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

第 16 延滞金の計算

第 14 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 17 財産処分の制限

助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

第 18 他の助成金等の一時停止等

理事長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成事業者に対し、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時中止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 19 帳簿及び関係書類の整理保管

助成事業者は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

第 20 申請の撤回

助成事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後 14 日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

製材業供給力強化事業費助成金交付の内訳

事業区分	助成金	備考
労働安全衛生対策の強化 (資格取得等経費助成)	円	
製材のJAS認証取得等の支援	円	
合計	円	

第5号様式(第9条関係)

年　月　日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住　所
法　人　名
代　表　者
〔印〕

製材業供給力強化事業費助成金に係る事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年　月　日付 農振財森第　　号による製材業供給力強化事業費助成金の交付
決定に係る事業を下記のとおり変更(変更・中止・廃止)したいので申請します。

記

1 変更の内容 第2号様式及び第3号様式「変更計画」のとおり

2 変更の理由

3 事業完了予定年月日：　　年　月　日

*Jグランツを使用する場合は押印不要

第6号様式（第9条関係）

番 号

住 所

法人名

製材業供給力強化事業費助成金に係る事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付 号をもって交付決定した 年度製材業供給力強化事業費助成金については、提出された事業（変更・中止・廃止）承認申請書を審査した結果、適当であると認められるので、申請内容のとおり承認する。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 [印]

製材業供給力強化事業費助成金に係る事業実績報告書

年 月 日付 農振財森第 号により助成金交付決定を受けた事業について、
その実績を下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の成果

事業区分	助成事業に 要する経費 (a)+(b)+(c)	経費の負担区分		
		財団助成金(a)	その他助成金(b)	助成事業者(c)
	円	円	円	円
	円	円	円	円
交付決定額		円		
差額		円		

2 事業内容

第2号様式及び第3号様式のとおり

3 事業完了年月日

年 月 日

(記載要領)
消費税抜きの額で記入すること
Jグランツを使用する場合は押印不要

第8号様式（第14条関係）

番 号

住 所

法人名

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度製材業供給
力強化事業費助成金については、提出された実績報告書を審査した結果、当該助成金の交付決定
の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を金 円に
確定する。

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

第9号様式(第14条関係)

年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
助成事業者 法人名
代表者
T E L

製材業供給力強化事業費助成金請求書

年 月 日付 農振財森第 号で助成金の額の確定のあった製材業供給力強化
事業費助成金を下記のとおり請求します。

記

確定額	請求額
円	円

振込先

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	コード	
本・支店名		本店 支店 出張所	コード	
預金種別				
口座番号				
口名義人				
カタカナ				

※ 助成事業者の代表者の押印を省略する場合には以下を記載する。

[書類発行権限者]

役職: _____ 氏名: _____ 電話番号: _____

[事務担当者]

所属: _____ 役職: _____ 氏名: _____ 電話番号: _____

* J グランツを使用する場合は押印不要。